

鍼灸院など第1種施設における施設内全面禁煙に関して

---

2019年7月1日より鍼灸院を含む第1種施設に対して健康増進法の一部を改正する法律が施行されました。

鍼灸院など第1種施設における施設内（含む駐車場）では原則全面禁煙となっております。

詳しくは、以下の各リンクにてご確認ください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

---